

平成 30 年度知的財産活用支援事業に係る『知財保護支援事業』 公募要領

一般社団法人 沖縄県発明協会

一般社団法人沖縄県発明協会(以下「発明協会」という。)では、沖縄県から「平成 30 年度知的財産活用支援事業」(以下、「本事業」という。)を受託し実施します。本事業のうち「知財保護支援事業」に係わる団体を以下の要領で公募します。

1. 目的

県内業界団体及び組合が抱える、知的財産の課題を解決に導くため、支援希望の4団体程度に対し弁理士などの専門家チームを継続的に派遣し助言、支援を実施します。

2. 対象となる団体等

以下の要件を満たす公益法人、県内業界団体、組合、中小企業グループ等とする

- (1) 県内に主たる事業所を有する
- (2) 知的財産の積極的な活用、また活用のための団体内体制構築等を通じ、地域活性化を目指す意欲があること
- (3) 知的財産活用のために、具体的な課題を有し、指導等を通じて、課題解決につながる見込みが高いこと
- (4) 県税の滞納がないこと
- (5) 国、県、その他同様の趣旨で支援等を受けていないこと

3. 支援内容

審査会により4団体程度を採択し、採択団体の要望を踏まえコンサルティング計画を立案します。コンサルティング計画をもとに適切な専門家(弁理士、商品開発専門家、技術コンサルタント等)を4回派遣し、アドバイス、コンサルティングを実施します。

4. 公募方法

- (1) 公募対象 上記2.の資格を満たす団体・組合等
- (2) 提出書類

応募書類は、発明協会ホームページからダウンロードできます。または発明協会まで、ご請求いただければ、ご送付いたします。

- ① 知的財産保護支援申請書(様式第1号)
- ② 知的財産保護支援実施計画書(様式第2号)
- ③ その他必要と認める書類

※添付書類として以下をご提出ください。

- ・ 設立認可書・認証書、約款等
- ・ 団体の事業概要

- (3) 応募方法 上記の書類を下記8の提出先まで郵送又は持参にてご提出ください。

なお、郵送の場合は公募期間内に到着すること。

(4)公募期間 平成 30 年 5 月 14 日(月)～平成 30 年 6 月 15 日(金)17:00

5. 支援事業者の選定

- (1)選定方法 支援事業者は、4. (2)に掲げる書類を以って応募した団体等から、知的財産保護事業検討委員会(以下、「検討委員会」という)により、予算の範囲内で4団体程度を選定します。
- (2)選定基準 知的財産を活用する積極的な意欲、計画内容の実現性などを基準に選定します。
- (3)結果通知 審査後、速やかに応募者に対し通知します。
- (4)その他 提出書類は、沖縄県発明協会適切に管理し、知的財産に関する事項等知り得た情報は、検討会委員を含め、漏えいしないことを約束し、支援開始後も応募者に無断で使用しません。

6. 事業実施期間

- ・支援事業者決定通知日～平成 31 年 1 月末日まで

7. 年間スケジュール(予定) ※状況により日程、内容は変更になる場合があります。

平成 30 年 5 月 14 日	公募開始
6 月 15 日	公募締切り(提出書類締切日)
7 月	審査会による審査、支援事業者決定(応募者に対する通知)
8 月	専門家チームによる支援事業者へのコンサルティング開始
平成 31 年 1 月末	事業終了
2 月	支援事業者による成果報告(予定)

8. 問い合わせ先、書類提出先 一般社団法人 沖縄県発明協会 担当:玉城(タマキ)

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1(沖縄産業支援センター5階 504号室)

電話 098-859-2810 FAX 098-859-2811

以上